

奈良県地域医学リポジトリ運用指針

(目的)

1. 本運用指針は、奈良県地域医学リポジトリ設置要項第3条に基づき、奈良県地域医学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）の運用に必要な事項を定めるものである。

(登録)

2. リポジトリに学術研究成果等を登録できる者（以下、「登録者」という。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 奈良県立医科大学（以下、「本学」という。）を除いた奈良県内の医療関連機関（以下、「県内医療機関」という。）または奈良県内に基盤を持つ医学関連学協会等（以下、「県内医学協会」という。）のうち、リポジトリ設置要項第1条に賛同した機関あるいは学協会に在籍中または在籍したことがある者
 - (2) その他、本学附属図書館長（以下、「館長」という。）が認めた者
3. 登録対象となる学術研究成果等は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) その主要な部分が本学、県内医療機関または県内医学協会における教育・研究活動により作成されたもの
 - (2) 法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないもの
4. 登録者は、別紙「リポジトリ登録申請・取扱許諾書」及び登録対象物（紙媒体または電子媒体）を館長に提出し、登録の代行を依頼することにより、リポジトリに学術研究成果等を登録することができる。
5. 館長は、登録者から提供があった学術研究成果等について、著作権等の権利関係、その他の公開に係る支障の有無等を調査して登録の可否を判断し、以下のとおり取扱う。
 - (1) 公開に支障がないと判断した場合、リポジトリに登録し、公開すること
 - (2) 公開に支障があると判断した場合、登録者に登録できない旨を通知すること

(登録された学術研究成果等の取扱い)

6. 館長は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果等を取扱う。
 - (1) 当該学術研究成果等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること
 - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を無償で公開（送信）すること
 - (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行うこと
7. 館長は、リポジトリに登録された学術研究成果等の取扱いについて、以下のことを遵守する。
 - (1) 6. に掲げた以外の方法では取扱わないこと
 - (2) ネットワークを通じて学術研究成果等を利用する者に対し、当該学術研究成果等に適用されている著作権法等の利用条件を周知させること

(著作権・取扱許諾)

8. 登録者は、学術研究成果等の著作権が登録者のみに帰属している場合、館長に対し、6. に掲げた取扱いを無償で許諾することを要する。
9. 登録者は、学術研究成果等の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、館長に対し、6 に掲げた取扱いを無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。なお、他の著作権者があらかじめ許諾している場合にはこれを要しない。
10. 著作権は、学術研究成果等がリポジトリに登録された後も著作権者に留保される。

(非公開化・削除)

11. 館長は、以下の事由がある場合、登録された学術研究成果等を非公開化または削除することがで

きる。

- (1) 登録者から理由を付して非公開化または削除の申請を受け、妥当であると判断する場合
- (2) 学術研究成果等の内容について不適切と判断する場合

(免責事項)

- 1 2. 館長は、学術研究成果等の取扱いによって発生した登録者または著作権者の損害について、一切責任を負わないものとする。
- 1 3. この運用指針に定めない事項は、別途、館長および関係機関と協議の上、定めるものとする。

(附則)

- 1 この指針の運用にあたり、「奈良県立医科大学職務発明等規程」及び「奈良県立医科大学職務発明等規程細則」との整合性に留意するものとする。
- 2 この指針は、令和元年11月8日から施行する。